### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	報告1:来日外国人犯罪の現状と刑事法的対応:
	日系ブラジル人の犯罪を中心として
Sub Title	Recent trends in foreign offenders and criminal justice in Japan : with special reference to Japanese-Brazilian offenders
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2008
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.81, No.11 (2008. 11) ,p.25- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集:ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念日伯比
	較法シンポジウム
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20081128-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集:ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念日伯比較法シンポジウム

### 報告1

# 来日外国人犯罪の現状と刑事法的対応

――日系ブラジル人の犯罪を中心として――

田達

也

太

日本における来日外国人犯罪の動向と特徴

増加している。来日外国人犯罪者には、大別して、⑴犯割合が高いのが特徴であり、凶悪犯たる強盗も大幅にが増加している。その多くは窃盗であるが、侵入盗のが増加している。その多くは窃盗であるが、侵入盗の日本では、一九九〇年以降、来日外国人による犯罪

罪目的で来日する組織犯罪者又は職業的犯罪者、

(2) 合

非合法に滞在する間に生活苦やトラブルから犯罪

法

規滯在者で、残りの一○%が不法残留や不法入国などると、来日外国人犯罪者の九○%が在留資格をもつ正

が続いている。短期滞在や留学生・就学生は、

(一七%)、観光名目の短期滞在 (八%)、

研修

の不法滞在者の中にも多く見られる。

住者」が最も多く(二八%)、これに留学生や就学生は、一九八九年に日系人を対象として新設された「定の不法滞在者である。正規滞在者の在留資格の内訳で

ある?

れているのに対し、ブラジル人の窃盗犯は自動車盗やれているのに対し、ブラジルの一二%、韓国一○%、ベトを占め、これにブラジルの一二%、韓国一○%、ベトは学生と研修生の割合が高いのに対し、ブラジル人犯罪者は七八%が定住者である。中国人や韓国人は窃盗が八○%前後、ブラジル人では窃盗が九○%以上を占めるが、中国人や韓国人の六~七割が侵入盗で占めらめるが、中国人や韓国人の六~七割が侵入盗で占めらめるが、中国人や韓国人の六~七割が侵入盗で占めらいるのに対し、ブラジル人の窃盗犯は自動車盗やれているのに対し、ブラジル人の窃盗犯は自動車盗やれているのに対し、ブラジル人の窃盗犯は自動車盗やれているのに対し、ブラジル人の窃盗犯は自動車盗やれているのに対し、ブラジル人の窃盗犯は自動車盗やれているのに対し、ブラジル人の窃盗犯は自動車盗やれているのに対し、ブラジル人の窃盗犯は自動車盗やれているのに対し、ブラジル人の窃盗犯は自動車盗やれているのに対し、ブラジル人の窃盗犯は自動車盗やれているのに対している。

来日外国人犯罪者の検挙と代理処罰(国外犯処

### 罰

刑法犯

備されている。 一九九〇年代に入って来日外国人犯罪が急増した当 がは、捜査や公判の過程で通訳人や翻訳人の確保に追 わゆるチェック・インタープリターの必要性が論議さ れたり、捜査段階での通訳人を介した取調べでの外国 れたり、捜査段階での通訳人を介した取調べでの外国 れたり、捜査段階での通訳人を介した取調べでの外国 れたり、捜査や公判の過程で通訳人や翻訳人の確保に追 がいるります。 一九九〇年代に入って来日外国人犯罪が急増した当

日本は、現在、アメリカ(一九七八年)と韓国(二北軍者が急増しており、刑事責任の追及という観点だいる。逃亡外国人の国籍についてみると、二〇〇六年けでなく、社会の安全確保の観点からも問題となってとこれに次いでいる。

その子どもが日本の学校や環境に馴染めず、

ロップアウトして非行を犯すことが多く、

少年院に

人は一○代も多い。両親が就労目的で来日したものの、

中国人が二〇代・三〇代で大半を占めるが、

ブラジル

車上狙い・部品狙いが九○%を占める。年齢的には、

収容される来日外国人少年の約五〇%がブラジル人で

Ŕ ることができる。 し要請を行っており、外国からの引渡し請求に対して 止まるが、これ以外の国でも外交ルートを通じて引渡 ○○二年)との間で犯罪人引渡条約を締結しているに 相互主義(reciprocity)の保障の下で請求に応じ

これを代理処罰と呼ぶときもあるが、正確には国外犯 ない。しかし、多くの国では自国民の重大な国外犯を 民不引渡しを禁止する代わりに逃亡犯罪人の引渡しに 処罰の問題である。特に、ブラジルは、憲法上、 犯の罪種に該当する限り、 処罰する積極的属人主義を採っていることから、国外 しては死刑を行わない保証の下でしか引渡しを行わな 自国民の引渡しを禁止している国や、 国などからは、犯罪人の引渡しを受けることができ それでも、ブラジルのように憲法 母国での処罰は可能である。 死刑存置国に対 (第五条LI) 自国 で

> と刑罰制度に左右されるという限界があることは否め 罰規定を用いた代理処罰は、相手国の捜査・訴追能 追を行った事案も出てきている。それでも、 日本政府からの処罰要請と捜査協力に基づいて訴 国外犯処

力

に、

ない。

が、そうであるとすれば、なぜ条約にこのような自国(?) というのがブラジル連邦最高裁の判例であるとされる ならば、こうした逃亡犯罪人条約をブラジルと日本と にせよ、条約に基づく自国民の引き渡しが可能である 民引き渡しの規定が設けられたのであろうか。例外的 条但書)。こうした条約より憲法の規定が優位に立つ(6) して裁量による自国民引渡しが規定されている 不引渡しの原則を定めた規定のなかには、その例外と 約を締結しており、 の間で締結することが望まれる。 ブラジルも南米諸国やアメリカと逃亡犯罪 アメリカとの条約の中には自国民 人引渡条 (第七

## 来日外国人受刑者に対する矯正処遇と仮釈放

定は、罪種の限定がない。そうであるとすれば、(5)

があるようである。しかも、ブラジル刑法の国外犯規 関する法律で引渡しを拒否した場合の代理処罰の規定

からの逃亡犯罪ブラジル人に対しても、

一応、ブラジ

日本

Ξ

ル

政府による国外犯処罰を期待することができ、実際

裁判所で有罪となり、 自由刑を言い渡された来日外

国人も、

日本人受刑者同様、

刑事施設に収容され、

される。二〇〇六年に入所したF指標新受刑者のうち、 なる処遇を必要とする外国人」は、 中国人が四〇%を占め最も多いが、これにブラジル人 F指標に編成され、F指標を集禁する刑事施設に収容 の執行を受けることになるが、このうち「日本人と異 被収容者等の処遇に関する法律(二〇〇五年)の下、 刑事収容施設及び 刑

の一二%が続いている。(8) 日本では、犯罪傾向が進んでいない受刑者をA指標、

とは関係がない

進んでいる受刑者をB指標に編成し、異なる刑事施設

刑者が収容されているB指標施設に混禁されている。 指標であると否とにかかわらず、犯罪傾向の進んだ受 に収容している。しかし、F指標を集禁する刑事施設 の多くがB指標施設であるため、 また、日本では懲役刑制度を維持しており、日本人 F指標受刑者は、 Α

遇である改善指導が行われるのに対し、 業としての職業訓練が行われたり、もう一つの矯正処 事施設内での刑務作業が義務づけられることになる。 受刑者もF指標受刑者も殆どが懲役刑であるため、 しかし、日本人受刑者のうち適性がある者には刑務作 F 指標 受刑者 刑

> は、 唯一、F指標受刑者を対象とした日本語教育が行われ どなく、改善指導を受けている者もごく僅かである。 格の取得を目的とした職業訓練の対象となることは殆 日本語を学ぶものに過ぎず、再犯防止や社会復帰教育 ているが、これも刑務所内での生活に必要な最低限の 日本語が不自由であるとの理由などから、 国家資

労型犯罪者に対しては、 可能な限りの処遇を行うべきである(積極的処遇主義)。 し、来日外国人犯罪者の中でも機会的犯罪者や不法就 日本国民の税金を使ってまで処遇を行う必要はないと て、日本に再入国することは当分できないことから、 来日外国人受刑者はどのみち釈放後は退去強制となっ 矯正処遇を殆ど行っていないが、こうした背景には、 いよう、外国語での技術の習得など社会復帰に向けた いう政府の消極的姿勢がある(消極的処遇主義)。 このようにF指標受刑者に対しては刑務作業以外の 帰国後、 再犯をすることがな しか

消極的処遇主義は、

F指標受刑者に対する仮釈放

は残刑期間、

保護観察を行わなければならない残刑期 仮釈放となった場合、

対象者に

しかし、F指標受刑者は、

さらに、日本では、

間主義が採用されている。

拠が薄弱である。 うという実務があることは明らかである。 に過ぎないことから、F指標受刑者を早期に釈放しよ まれているし、日本の刑事施設では初入でも、 刑者にも多く職業的犯罪者や問題性の高い受刑者が含 犯罪傾向が進んでいないからと説明するが、F指標受 帰国させれば社会復帰が円滑に行くという理由も、 六八%であるのに対し、 の受刑歴は不明である。 (来日外国人で犯罪傾向の進んでいる者)の仮釈放率が 一般のB指標受刑者が三六% 何よりも、 FB指標受刑者 母国へ早く 母国 根 で

> える。 つ、 国に求める保護観察の移管制度の導入も視野に入れ 自由刑の執行や仮釈放の在り方を再検討する必要があ 退去強制となるような来日外国人受刑者に対する 今後、 保護観察の執行共助を外国人犯罪者の本

務省は、

対し、F指標受刑者の仮釈放率は八六%にもなる。(ロ)

法

F指標受刑者は刑事施設への初入者が多く、

### 国際受刑者移送の締結と課

四

る。

, 確定した来日外国人受刑者を受刑者の本国 も資するという考えから、日本(裁判国)で自由刑が じる一方、受刑者の母国で受刑させた方が社会復帰に 来日外国人受刑者が急増し、処遇や仮釈放に困難を生 て共助刑を執行する(受入移送)国際受刑者移送制度 へ移送して、自由刑の執行をする(執行共助) (送出移送)、 H 日本で刑の執行に付すことが原則となる。 本で犯罪を犯した以上、 海外の日本人受刑者を日本に移送し 日本の法律と手続きに従 (執行国 ととも しかし

「刑を言い渡された者の移送に関する条約」(Convention

欧州評議会加盟国が一九八三年に採択した

問題)。

保護観察が事実上実施できないことを前提に

観察を行うことができない

(司法手続と行政手続の抵触

仮釈放と同時に本国に対し退去強制されるため、

保護

に

指標受刑者をすべて満期釈放にすることにも躊躇を覚

仮釈放を許す運用には問題が多いが、

かといって、

F

年二月、

の必要性が指摘されるようになり、

日本は、

110011

29

on the Transfer of Sentenced Persons)に加入し、 国

内法たる国際受刑者移送法(二〇〇二年)を整備して、 二〇〇三年六月から条約の効力が生じている。

しかし、この条約はヨーロッパやロシアなどの欧州

メリカ、日本、韓国などの国が加入しているに止まる。 評議会加盟国のほかは、オーストラリア、カナダ、 南米でもチリやエクアドルなどが加入しているが、残 ア

現在、 送も日本人受刑者の受入移送もできない状況にある。 間条約に加盟していないため、外国人受刑者の送出移 ナムなどの国は何れもこうした国際受刑者移送の多国 日本政府は、中国やタイとの間で国際受刑者移

国人受刑者で最も多い中国やブラジル、イラン、ベト 念ながらブラジルは加入していない。日本のF指標外

送の二国間条約を締結するための交渉を行っているが、

されるわけでないことである。というのも国際受刑者 しても、来日外国人受刑者の収容や処遇の問題が解消 の国と国際受刑者移送条約を締結することができたと 刑者移送条約を締結することである。 今後の課題は、ブラジルを含めこれらの国々と国際受 しかし注意しなければならないことは、たとえ多く

> 必須要件とされているため、全ての来日外国人受刑者 が同意するとは限らないからである。来日外国人受刑 判国・執行国両国の同意のほか、受刑者本人の同意が 移送条約は、多国間条約であれ二国間条約であれ、

本の刑事施設は収容環境が良く、栄養管理が行き届 ば、母国で前科が付く可能性もある。これに対し、 に躊躇することは十分に考えられる。 での受刑を家族に秘匿している場合があるため、 で、母国の刑事施設の収容環境が良くない場合や海外 者は自分の母国に帰りたいという望郷の念が強い一方 母国で受刑すれ 日

れる作業報奨金は年間最高で二四万円ほどになり、 た食事が提供されているし、刑務作業に対して支給さ

うしたことから、来日外国人受刑者の出身国との間で によっては公務員の給料に匹敵するところもある。 生資金としては少なすぎるが、それでも受刑者の母国

要であるが、今後も、 との間で受刑者移送条約の締結を進めていくことは重 い受刑者が多いことも十分に予想される。勿論、 日本国内における来日外国人受 各国

受刑者移送条約が締結されても、

国際移送を希望しな

刑者の処遇内容を改善していくことを怠ってはならな

61

がある。日本の場合、受刑者の改善更生や社会復帰、受入移送の合意に際しての判断が適切になされる必要一方、裁判国における移送の相当性判断と執行国の

被害者や社会の状況、

執行国における刑罰の執行状況

り、国際受刑者移送の理念や目的との関係で一定の基者の国内処罰を求めている場合や広範な恩赦や仮釈放が行われている場合などには送出移送を行うべきかどうが、行うにしても刑の執行のどの時点で移送を行うべか、行うにしても刑の執行のどの時点で移送を行うべきかどうが、行うにしても刑の執行のどの時点で移送を行うべきかなど、個々の事案において判断が難しい場合がある。国際受刑者移送の理念や目的との関係で一定の基準を与えた事件、被害者が日本にいて損害賠償や犯罪

している。

準や方向性を確立していく必要がある。

### 予 防

五

多文化共生社会を目指して―

来日外国人犯罪の

日本政府は、現在まで、特別な資格や技術を持たない非熟練外国人労働者の国内就労を認めていない。しい非熟練外国人労働者の国内就労を認めていない。しい非熟練外国人労働者の国内就労を認めていない。しいたの人口割合 [ 日本二二・五%、ブラジルニセ・八%、高齢化率 [六五歳日本一三・五%、ブラジルニセ・八%、高齢化率 [六五歳日本一三・五%、ブラジルニセ・八%、高齢化率 [六五歳日本一三・五%、ブラジルニセ・八%、高齢化率 [六五歳日本一三・五%、ブラジルニセ・八%、高齢化率 [六五歳日本一三・五%、ブラジルニセ・(32)。このため、労働者人口の減少が著しく、建設業などを中のため、労働者人口の減少が著しく、建設業などを中のため、労働者人口の減少が著しく、建設業などを中のため、労働者人口の減少が著しく、建設業を関する。

務大臣が行うものとされている。日本社会に重大な影的に検討した上で送出移送が相当かどうかの判断を法と刑罰目的の達成、他の刑事手続への影響などを総合

を行う技能実習制度を導入している。このため、日系期間、日本で「実習」(という名の実質的には「労働」)大・整備し、さらに一九九三年には研修終了後に一定格を新設するとともに、「研修」という在留資格を拡格を新設するとともに、「研修」という在留資格を拡合のため、日本政府は、一九九〇年の出入国管理法

ブル(豊田市・保見団地問題など)の発生や、ブラジル問題などが顕在化する一方、地域住民との摩擦やトラ

しかし、外国人労働者の不安定な雇用や社会保障のが来日し、日本で就労生活を送るようになっている。ブラジル人を始め、多くの日系人や研修目的の外国人

害に遭ったりすることのないよう、犯罪予防の観点か害に遭ったりすることのないよう、犯罪予防の観点かまるうちに、窃盗や強盗といった犯罪を犯すようになる者が増えている。かつてドイツがトルコから多くのる者が増えている。かつてドイツがトルコから多くのによる非行や犯罪が多発するようになった状況と共通による非行や犯罪が多発するようになった状況と共通による非行や犯罪が多発するようになった状況と共通による非行や犯罪が多発するようになった状況と共通による非行や犯罪が多発するようにないため、不登校となり、そのらず、学校にも馴染めないため、不登校となり、そのらず、学校にも馴染めないため、不登校となり、そのらず、学校にも馴染めないため、不登校となり、そのらず、学校にも馴染めないため、不登校となり、そのらず、学校にも馴染めないため、不登校となり、そのらず、学校にも馴染めないため、不登校となり、そのらず、学校にも馴染めないため、不登校となり、そのらず、学校にも馴染めないため、不登校となり、その

べき時期に来ている。 らも、どのような支援体制を構築すればよいか検討す

警察庁『来日外国人犯罪の検挙状況(平成一九年)』(1) 本稿における来日外国人犯罪者の統計は、専ら、(1) 本稿における来日外国人犯罪者の統計は、専ら、

者の実態と対策―』(二〇〇七) 一八〇頁。(2) 法務総合研究所『平成一九年版犯罪白書―成一八年)』(二〇〇七) に拠る。

|| 再犯

(二〇〇八) 及び同『来日外国人犯罪の検挙状況 (平

特に、ブラジル人児童のなかには、日本語がよくわか

人児童などの不就学が大きな社会問題となっている。(4)

- ○七)など。
  『国際・外国人犯罪(三訂版)』東京法令出版(二○『国際・外国人犯罪(三訂版)』東京法令出版(二○犯罪裁判例集』法曹会(一九九四)、藤永幸治ほか編の、法務省刑事局外国人関係事犯研究会編『外国人
- 月号(二〇〇七)。 止規定』理解のために」ブラジル特報二〇〇七年三 (4) 佐藤美由紀「ブラジル憲法『犯罪人引き渡し禁
- (6) Treaty of Extradition between the United (5) 森下忠「ブラジルの憲法、刑法、犯罪人引き渡

States of America and the United States of Brazil,

(7) 佐藤美由紀・前掲注(4)。

Article VII

- (9) 太田達也「国際犯罪の増加における锤(8) 法務総合研究所・前掲注(2)一〇五頁。
- 年』(二〇〇七) 二六八頁から算出。(1) 法務省『第一〇八回矯正統計年報Ⅰ―平成一八法律のひろば五五巻九号(二〇〇二)四〇―四一頁。 す役割―来日外国人受刑者の処遇を中心として―」 す 大田達也「国際犯罪の増加における矯正の果た(9) 太田達也「国際犯罪の増加における矯正の果た
- (≅) United Nations, Population Division, World Population Prospects: The 2006 Revision (http://esa.un.org/unpp/).
- 国人の子どもの不就学』勁草書房(二〇〇六)など。教育』東京大学出版会(二〇〇五)、佐久間孝正『外教育』東京大学出版会(二〇〇五)、佐久間孝正『外